

公 示

公示第2号

自家用自動車を使用する者の道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

道路運送に関する秩序を維持するため、自家用自動車を使用する者の道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準を、下記のとおり定めたので公示する。

記

1. 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数

(1) 道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法36条第1項違反

（初違反）	120日
（再違反）	180日
（再々違反）	180日

(2) 法第78条違反

（初違反）	80日
（再違反）	180日
（再々違反）	180日

(3) 法第80条第1項違反

（初違反）	40日
（再違反）	80日
（再々違反）	120日

2. 軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。

3. 自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合においては、第81条第2項において準用する法第41条第1項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあつては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものを言う。

附 則

1. この処分基準は平成15年4月1日から適用する。
2. 平成18年9月29日 長運輸第1639号一部改正
 - （1）この改正後の通達は平成18年10月1日以降の違反から適用する。
 - （2）平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。
3. 令和8年10月1日 長運輸第510号一部改正
 - （1）この改正後の通達は、令和8年10月1日以降の違反から適用する。
 - （2）令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

[参考]

道路運送法第4条第1項（一般旅客自動車運送事業の無許可営業）

“ 第43条第1項（特定旅客自動車運送事業の無許可営業）

“ 第78条（有償運送の無登録、無許可実施）

“ 第80条第1項（有償貸渡の無許可実施）

貨物自動車運送事業法第3条（一般貨物自動車運送事業の無許可営業）

“ 第35条第1項（特定貨物自動車運送事業の無許可営業）

“ 第36条第1項（貨物軽自動車運送事業の無届営業）

平成15年4月1日

北陸信越運輸局長 野運輸支局長 浅間 博

自家用自動車を使用する者の道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について
(平成15年4月1日付け公示第2号)の新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
公 示 公示第2号 自家用自動車を使用する者の道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について 道路運送に関する秩序を維持するため、自家用自動車を使用する者の道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準を、下記のとおり定めたので公示する。 記 1. 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数 (1) 道路運送法(以下「法」という。)第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法36条第1項違反 (初違反) 120日 (再違反) 180日 (再々違反) 180日 (2) 法第78条 (初違反) 80日 (再違反) 180日	公 示 公示第2号 (新 設) 道路運送に関する秩序を維持するため、自家用自動車を使用する者の道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準を、下記のとおり定めたので公示する。 記 1. 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止期間 (1) 道路運送法(以下「法」という。)第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法36条第1項違反 (初犯) 60日 (再違反) 120日 (再々違反) 180日 (2) 法第78条、法第80条第1項違反 (初犯) 40日 (再違反) 80日

(再々違反) 180日 (3) 法第80条第1 (初違反) 40日 (再違反) 80日 (再々違反) 120日 2. 軽減措置 特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。 3. 自家用自動車の使用禁止処分 自家用自動車の使用を禁止した場合には、第81条第2項において準用する法第41条第1項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。 (注) 再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものを言う。 附 則 1. この処分基準は平成15年4月1日から適用する。 2. 平成18年9月29日 長運輸第1639号一部改正 (1) この改正後の通達は平成18年10月1日以降の違反から適用する。 (2) 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。 3. 令和8年10月1日 長運輸第510号一部改正	(再々違反) 120日 (新 設) 2. 軽減措置 特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。 (新 設) (注) 再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものを言う。 附 則 1. この処分基準は平成15年4月1日から適用する。 2. 平成18年9月29日 長運輸第1639号一部改正 (1) この改正後の通達は平成18年10月1日以降の違反から適用する。 (2) 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。 (新 設)
---	--

- (1) この改正後の通達は、令和8年10月1日以降の違反から適用する。
- (2) 令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

〔参考〕

道路運送法第4条第1項（一般旅客自動車運送事業の無許可営業）

“ 第43条第1項（特定旅客自動車運送事業の無許可営業）

“ 第78条（有償運送の無登録、無許可実施）

“ 第80条第1項（有償貸渡の無許可実施）

貨物自動車運送事業法第3条（一般貨物自動車運送事業の無許可営業）

“ 第35条第1項（特定貨物自動車運送事業の無許可営業）

“ 第36条第1項（貨物軽自動車運送事業の無届営業）

平成15年4月1日

北陸信越運輸局長野運輸支局長 浅間 博

〔参考〕

道路運送法第4条第1項（一般旅客自動車運送事業の無許可営業）

“ 第43条第1項（特定旅客自動車運送事業の無許可営業）

“ 第78条（有償運送の無登録、無許可実施）

“ 第80条第1項（有償貸渡の無許可実施）

貨物自動車運送事業法第3条（一般貨物自動車運送事業の無許可営業）

“ 第35条第1項（特定貨物自動車運送事業の無許可営業）

“ 第36条第1項（貨物軽自動車運送事業の無届営業）

平成15年4月1日

北陸信越運輸局長野運輸支局長 浅間 博